Pepperパートナープログラム認定審査規約

ソフトバンクロボティクス株式会社(以下「当社」)は、Pepperパートナープログラム認定審査規約(以下「本規約」)を定め、本規約に同意した企業(以下「申込者」)に対し、認定試験、トレーニング、認定審査(以下、併せて「本課程」)を提供する。

申込者は、本規約を確認し、内容に同意した上で申込むものとする。

当社は、当社が必要と判断する場合、申込者へ通知、又は当社ウェブサイトに掲載することにより、予告なく本規約を変更できるものとする。申込者は、本規約の変更後に本課程を受けた場合、変更後の本規約に同意したとみなされるものとする。

第1条(申込資格)

1. ロボアプリパートナー (Basic) 認定を希望する法人及びPepperパートナープログラム規約に定める会員企業を対象とする。

第2条(申込)

1. 当社は、申込者による申込料の振込確認をもって本課程の申込を受理する。なお、申込期 間外の申込及び申込を受け付ける前の前入金には応じない。

第3条(申込料)

- 1. 申込者はそれぞれ別紙に定める申込料を申込毎に支払う必要がある。申込者は当社が別途 指定する口座に申込料を振り込むものとし、振込手数料は申込者負担とする。
- 2. 一旦入金された申込料の返還は行わないものとする。また、当社は入金された申込料について、次回以降の申込への繰越には対応しない。

第4条(申込手続)

- 1. 当社は申込受領後、申込・入金確認及び受験票・受講票等をメールにて案内する。申込者 は申込時に連絡可能なメールアドレスを登録する必要がある。
- 2. 申込者は別紙に定める申込料を、指定された支払い方法にて支払を行う必要がある。指定口座振込の場合、当社が指定した振込先に指定期日以内に振込むものとする。なお、期日以内に申込料の全額が振込確認できない場合、申込はキャンセルとなる。ただし、期日以内に振込予定日について当社へ連絡を行い、承諾された場合はその限りではない。
- 3. 入金確認をもって申込受付完了とし、受験票・受講票等の案内を申込者にメールにて送付する。

第5条 (個人情報の取扱)

- 1. 当社は、以下の目的のため、申込者の個人情報(氏名、連絡先、契約内容及び当社が申込者に関して取得する個人情報)を取得・利用する。
 - a. 本課程を含むサービス・サポートの提供、請求、その他関連する業務
 - b. ご意見、ご要望、お問い合わせなどへの対応
 - c. 商品・サービスの企画・開発及び満足度向上策などの検討を行うためのアンケート調査
 - d. 当社が企画するセミナーやイベント・トレーニングなどに関するご案内
 - e. 当社で取り扱っている商品・サービスなどに関する営業上のご案内
 - f. ご利用状況の分析、各種施策実施のための分析及び施策の効果測定
 - g. 品質改善・応対サービス向上のための分析調査

- h. 法令の定め又は行政当局の通達・指導などに基づく対応
- i. 本課程の受験・受講・審査後も、申込者サポートのため、個人情報を保管する場合がある。なお、上記目的の達成のため、申込者の個人情報を当社よりソフトバンク株式会社、ソフトバンクロボティクスグループ株式会社のグループ各社に、書面の送付または電子的もしくは電磁的な方法等により提供する場合がある。
- j. 当社のプライバシーポリシーについては下記URLの通り。

http://www.softbank.jp/corp/group/sbr/privacy/

2. 当社は、取得した個人情報を、上記項目で定めた場合を除き、申込者本人の同意を得ずに 第三者に提供しない。ただし、利用目的を達成するための必要な範囲で、個人情報を業務委 託先に提供することがある。この場合においても、当社は業務委託先に対し、提供した個人 情報の適正な取り扱いを求めるとともに適切な管理を行う。

第6条(秘密保持義務)

- 1. 申込者および当社は、本課程に関して相手方から受領した情報(以下「秘密情報」)をすべて秘密として厳重に保管し、かつ第三者(申込者の顧客は除く)に開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。
 - a. 相手方(秘密情報を開示した当事者を、以下「開示者」という)からの開示の時点で既に公知のもの
 - b. 開示者が開示を行った時点で既に相手方(秘密情報を受領した当事者を、以下 「受領者」という)が保有しているもの
 - c. 開示者が開示後、受領者の責によらず公知又は公用となったもの
 - d. 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - e. 開示者からの開示以降に開発されたもので、開示者からの秘密情報によらないもの
- 2. 前項の定めにかかわらず、受領者は、法令上の要請により秘密情報の開示が義務付けられている場合、又は司法機関若しくは行政機関等から法令上の根拠に基づき秘密情報の開示を求められたときは、かかる義務の範囲内で当該秘密情報を開示することができる。この場合、受領者は、速やかにその旨を開示者に通知し、開示者から要請がある場合には、その開示範囲を法令上義務付けられる必要最小限の範囲にとどめるための努力を尽くした上で、秘密情報を開示することができ、もし開示者が法的救済を求めるときは、合理的範囲内で開示者に協力しなければならない。
- 3. 申込者および当社は、その業務の通常の遂行にあたり必要とされる範囲内において、秘密情報をその直接の法律顧問および財務顧問に対し、本条項で定める守秘義務と同内容の守秘義務を課した上で開示することができる。
- 4. 当社は、本課程を提供することによって得られた一切の技術情報を、問題解決、製品機能の拡張および修正、不具合修正およびサポート技術情報に利用できるものとする。ただし、この場合、当社は申込者の秘密情報を開示せず、かつ、申込者の名称を特定することはないことを保証する。
- 5. 申込者は当社に対し、本課程を受けるにあたり、問題解決、製品機能の拡張および修正、 不具合修正および不具合の情報共有のために、自己の技術情報を開示し、それを使用する権 利を許諾するものとする。
- 6. 本条項に基づく秘密保持義務は、本課程の終了に関わらず、当該秘密情報の受領時から 1 年間有効に存続するものとする。ただし個別に秘密保持契約を締結している場合はその限り ではない。

第7条(試験・トレーニングの有意性)

- 1. 認定審査の前に、試験及びトレーニング内容の大幅な変更があった場合には、再度試験受験及びトレーニング受講が必要となる場合がある。
- 2. トレーニングに遅刻した場合および途中退出した場合、再度受講を求める場合がある。
- 3. 申込者以外の者による試験受験又はトレーニング受講は禁止する。

第8条(使用許諾及び知的財産権)

- 1. 当社は、本課程で使用するソフトウェア・関連文書・印刷物・関連マテリアル・技術情報等につき、本課程の提供期間中、本課程における目的の範囲でのみ、申込者に対し、非独占的・譲渡不能な使用権を許諾する。
- 2. ソフトウェアの著作権等利用許諾権を当社以外の第三者が保有する場合、当社は申込者が、本課程の提供期間中、本課程における目的の範囲でソフトウェアを使用できることを保証する。当社が提供または使用を許諾する本課程で使用するソフトウェアの著作権は当社もしくは開発元その他当社への供給業者に帰属する。
- 3. 申込者は本課程申込によりソフトウェアの著作権を取得するものではなく、いかなる形態であれソフトウェアの全部もしくは一部を複製・改変その他処分をすることはできない。
- 4. 本課程で使用するサンプルプログラムは学習用として作られており、学習以外の用途での 稼働は保証するものではない。また、著作権は当社に帰属する。

第9条 (開催の中止)

- 1. 所定の人数に満たない場合又は当社の都合により、試験、トレーニングの開催を中止することがある。この場合、予め定めた期日までに、当社から申込者へその旨を連絡し、申込料を返還する。
- 2. 災害、交通機関の不通など不測の事態が発生した場合は、試験、トレーニングを中止する場合がある。万が一、中止となった場合、申込料は返還するが、中止に伴う申込者の諸費用、その他の損害については責任を負わない。

第10条(退社による失効)

1. 申込者に所属する筆記試験合格済み従業員が退社した場合、Pepperパートナープログラムの認定条件として必要な当該従業員の試験結果及びトレーニング受講履歴はその時点で失効となる。

第11条(認定審査の申込条件)

- 1. 申込者は当社の指示に従い、認定審査に関する必要情報を提示する必要がある。
- 2. 認定審査にロボアプリの提出が求められる場合、申込者は以下を満たす必要がある。
 - a. 当社が指定する言語で開発を行なったアプリケーションであること。
 - b. 申込者は当社の指示に従い、審査に必要な環境、情報を提供すること。ロボアプリが外部デバイスや外部サービスと連携するなどの理由で、当社内での審査が難しい場合は、ロボアプリを稼働させているPepperを撮影した動画を提示すること。

第12条(再委託)

1. 当社は、自己の責任と負担により、本課程にかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとする。

第13条 (期限の利益の喪失)

- 1. 申込者及び当社は、相手方が下記の各号の1つに該当する事態が生じた場合、何等の通知、催告を要せず、直ちに本課程にかかる契約の全部又は一部を解除することができる。
 - a. 相手方に対する支払い義務を一つでも怠ったとき。
 - b. 本規約の条項の1つにでも違反し、相手方からの相当の期間を定めた催告をうけたにもかかわらず、期間内にその違背を是正できなかったとき。
 - c. 支払の停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始等の申し立てをしたとき、又は申し立てを受けたとき。
 - d. 仮差押え、差押え、仮処分又は競売手続の開始があったとき、租税公課を滞納して催促を受けたとき、又は保全差押を受けたとき。
 - e. 合併によらない解散、合併、会社分割を行ない、本規約の継続が困難になったとき。

- f. 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- g. 営業の廃止、又は合併によらない解散の決議をしたとき。
- h. 自己又はその役員、従業員が反社会勢力(「暴力団による不当な行為の防止等に 関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体をいう。)と関係したことが明ら かになったとき、または自ら反社会的勢力を名乗り、相手方の名誉・信用を毀損す る等の行為を行ったとき。
- i. 審査合格の通知より3ヶ月以内に認定申込書の送付が確認できないとき。
- 2. 申込者及び当社は、前項各号の1つに該当する場合には、相手方の請求により、本課程について全ての期限の利益を失い、直ちに本課程に基づく債務を弁済するものとする。

第14条(免責)

- 1. 当社は、試験・トレーニング会場又は受験・受講のための移動中における、申込者の過失並びに天災に起因する事故・ケガなどについては一切の責任を負わない。また、申込者により、故意・過失の区別によらず、設備の損害又は実施運営に障害が生じた場合、弁償の請求をすることがある。
- 2. 当社は、本課程の有用性・正確性・完全性等について、明示又は黙示にも一切保証をする ものではなく、本課程の提供、遅滞、変更、中断、停止もしくは廃止、その他本課程に関連 して発生した申込者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切責 任を負わないものとします。
- 3. 当社は、故意または重過失による場合を除き、当社による本課程の提供の停止、廃止、利用不能または変更等、申込者が本課程を受けたこと、又は受けなかったことにより申込者に生じた損害について、一切の責任を負わないものする。
- 4. 何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は申込者が当社に支払った本課程の料金を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとする。

第15条(権利譲渡の禁止)

1. 申込者は本規約に基づく権利、義務を了承なしに、第三者に譲渡、承継させ、又は担保に供してはならない。

第16条(信義則)

1. 本規約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、両者間で誠意をもって協議し 決定するものとする。

第17条(管轄・準拠法等)

- 1. 本規約に基づき提供される本課程に関して、当社と申込者の間に万一紛争が発生した場合は、信義則に基づき誠実に協議し、解決するものとする。
- 2. 前項の場合において、訴訟により解決する必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 3. 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

附則 2017年9月1日 制定・施行 2017年9月6日 改定 2017年9月21日 改訂

表 1. 申込料

認定資格	項目	申込料	備考
ロボアプリパートナー (Basic)	筆記試験	20,000円 /人/回 (税抜) (21,600円(税込))	再受験も同額
	実技試験	50,000円/法人/回 (税抜) (54,000円(税込))	再受験も同額
	認定審査	無料	
ロボアプリパートナー (Basic)with Microsoft Azure	認定審査	無料	
ロボアプリパートナー (Advanced)	トレーニング	150,000円 /人/回 (税抜) (162,000円(税 込))	再受講も同額
	筆記試験	30,000円 /人/回 (税抜) (32,400円(税込))	再受験も同額
	認定審査	無料	
UXデザインパート ナー	認定審査	無料	
コンサルパートナー	トレーニング	150,000円 /人/回 (税抜) (162,000円(税 込))	再受講も同額
	認定審査	無料	